

研究ノート

韓国における雇用・福祉政策と市民社会 ——社会的経済の定着過程——（上）

秋葉 武ⁱ

韓国では2000年代前半以降、(日本の「格差」に相当する)「両極化」・(日本の「ワーキングプア」に相当する)「新貧困」が顕在化し、歴代政権の大きな政治的テーマとなった。例えば進歩(リベラル)派の盧武鉉政権(2003-2008)は市民社会と連携しながら社会的企業育成法(2007年)、非正規労働者保護関連法(2007年)を施行し、雇用・福祉政策が本格化する。その後李明博(2008-2013)、朴槿恵(2013-2017)という2代続いた保守政権の下でも紆余曲折を経ながら、これら政策は推進された。その後「雇用大統領」を標榜した進歩派の文在寅政権(2017-2022)は、社会的企業・マウル企業・協同組合・自活企業という4種類の「社会的経済企業」の更なる活性化を掲げ、社会的経済三法案(社会的経済基本法案、社会的価値基本法案、販路支援特別法案)を提出するに至った。本稿では、韓国における社会的経済の定着過程を市民社会との関係を視野に入れながら論じる。今号では、IMF危機(1997)を契機とする進歩(リベラル)政権下(1998~2008)の雇用・福祉政策、そして保守政権下(2008~2017)の雇用・福祉政策を取り上げる。

キーワード：社会的企業、社会的経済、市民社会、NGO、朴元淳、進歩(リベラル)、格差、ワーキングプア、盧武鉉、韓国

目次

はじめに

1. 「雇用大統領」としての文在寅
2. IMF危機(1997年)と進歩(リベラル)政権下(1998~2008)の雇用・福祉政策
 - (1) IMF危機と金大中政権(1998-2003)
 - (2) 盧武鉉政権(2003-2008)と社会的企業育成法・非正規労働者保護関連法
3. 保守政権下(2008~2017)の雇用・福祉政策
 - (1) 李明博政権(2008-2013)と社会的企業政策
 - (2) 朴槿恵(2013-2017)政権と雇用率ロードマップ
 (以下、次号)

はじめに

韓国では2000年代前半以降、(日本の格差に相当する)「両極化」・(日本のワーキングプアに相当する)「新貧困」が顕在化し、歴代政権の大きな政治的テーマとなった。例えば進歩(リベラル)派の盧武鉉政権(2003-2008)は市民社会と連携しながら社会的企業育成法(2007年)、非正規労働者保護関連法(2007年)を施行し、雇用・福祉政策が本格化する。その後李明博(2008-2013)、朴槿恵(2013-2017)という2代続いた保守政権の下でも紆余曲折を経ながら、これら政策は推進された。その後「雇用大統領」を標榜した進歩派の文在寅政権(2017-2022)は、社会的企業・マウル企業・協同組合・自活企業という4

i 立命館大学産業社会学部教授

種類の「社会的経済企業」の更なる活性化を掲げ、社会的経済三法案（社会的経済基本法案，社会的価値基本法案，販路支援特別法案）を提出するに至った。本稿では，韓国における社会的経済の定着過程をみていくこととする。今号では，IMF危機（1997）を契機とする進歩（リベラル）政権下（1998～2008）の雇用・福祉政策，そして保守政権下（2008～2017）の雇用・福祉政策を市民社会との関係を視野に入れながら，みていくこととする。

1. 「雇用大統領」としての文在寅

2017年5月，10年ぶりの進歩（リベラル）政権として大統領に就任した文在寅（문재인）は，その選挙時に「10大選挙公約」の公約順位1位として「雇用に関心を持つ大韓民国」を掲げ，雇用創出を最重要政策とした。そして退任までの5年間（2022年5月まで），「雇用大統領」として歴代政権以上に雇用問題改善に挑み続けた。

その背景には大統領選挙時における若年層からの高い支持があった。新たに労働市場に参入する若者の就職状況は過酷なものであり，大卒者の就職率は50%台，若年層（15～29才）の4人に1人が失業状態にあるとされる（金香男 2019, 212-215参照）。

2000年代前半，韓国社会で「両極化」，「新貧困」が顕在化して10年以上が経ち，多くの国民は格差の更なる拡大と社会階層の固定化を実感するようになっていた。2010年代半ばからSNSで（地獄（Hell）のような韓国社会を意味する）「ヘル朝鮮」，（実家の経済力を例えた）「スプーン階級論」¹⁾，（貧しさゆえ，恋愛・結婚・出産のみならず不定数「N」を放棄せざるを得ないという意の）「N放世代」という流行語が飛び交っていた（金敬哲 2019, 11-12参照）。

こうしたSNS世代の若者がリードする形で，2016年10月～2017年3月に保守系の朴槿恵大統領（当時）に対して退陣を求める，「ろうそくデモ」²⁾が繰り返し起きた。これまでのろうそくデモを遥かに上回る韓国史上最大規模のデモとなり，結果的に朴槿恵は

韓国政治史上初めて任期内に大統領を罷免された。さらに，退陣により前倒しとなった2017年の大統領選挙では若年層を中心とする積極的なネット選挙運動により，20代，30代の投票率は70%台に上昇して高齢世代と同様になった³⁾上に，多くが進歩派の文在寅に投票し，文が大勝する一因となった。10年ぶりに保守政権からの「政権交代」もたらす一因となった国民の「雇用」に対する期待を文は理解していた。

2. IMF危機（1997年）と進歩（リベラル）政権下（1998～2008）の雇用・福祉政策

(1) IMF危機と金大中政権（1998-2003）

韓国は1997年「IMF危機（IMF 위기）」による大量失業・貧困問題に直面した。「朝鮮戦争以来最大の国難」といわれる経済危機のなか，初の進歩派政権として金大中は新大統領（1998-2003）に着任した。IMFからの融資条件を受け入れて新自由主義的経済改革を進め，労働市場の流動化を進めた。2%台だった失業率は大統領着任時8%台に急上昇しており，彼らを救済する社会保障制度の構築は火急の問題となった。市民社会とも親和的な，史上初の「進歩政権」は大胆な社会改革を求められた（秋葉 2014, 141-142）。

金大中政権（1998-2003）は，（軍事政権にルーツを持つ）前保守政権まで続いてきたNGO，市民社会への伝統的な敵視政策に終止符を打った⁴⁾。同政権は解き放たれて活気づく「参与連帯」⁵⁾をはじめとするNGO，市民社会のエネルギーを活用しながら，勤労能力を問わず国民の生存権を保障する国民基礎生活保障法（1999年制定・2000年施行）といった社会保障制度の導入，国家人権委員会の創設（2001年制定・施行）を行い（文 2020, 13参照），福祉国家としての体裁を整えた。

(2) 盧武鉉政権（2003-2008）と社会的企業育成法・非正規労働者保護関連法

しかし、2000年代前半に経済がV字回復する過程で、経済成長しても雇用が減少する「雇用衝撃」、そして「両極化」、 「新貧困」が顕在化し、韓国社会は大きく揺れた⁶⁾。つまり、非正規労働者や零細自営業者の大幅増加、低い社会保険加入率、正規・非正規労働者間の賃金・労働条件格差といった従来の福祉国家パラダイム（現金給付中心の所得保障）では解決できない（金 2022, 133-134参照）、「新たな危機」に直面した。

現場で実践活動を行う市民社会には「新たな危機」に対応した就労支援や社会サービス提供が芽生えつつあった。例えば、参与連帯事務局長だった朴元淳は、後に韓国の代表的な社会的企業となるリサイクル・ショップ「美しい店（아름다운가게）」を2002年ソウル市内にオープンする（写真1参照）等、新しい「市民事業（시민사업）」が多様な分野で芽生え始めていた（秋葉ほか編 2012; 秋葉 2014, 142-143参照）。



写真1 カフェを併設する美しい店第1号店
（ソウル市鍾路区安国店）

政党のボス支配や保守・進歩の地域対立が根強く残っていた韓国政界で、これら慣習の打破を訴え、若いインターネット世代からの熱狂的な支持を受けて、大統領選に勝利した（文 2020, 12-14）進歩派の盧武鉉（노무현）政権（2003-2008）には、前政権とは異

なる「新たな危機」への対応が期待された。

急進的な改革志向ゆえに議会で少数派だった盧武鉉政権は、NGO リーダーを積極的に登用して政策形成を行い、「参与政府」「NGO 内閣」「委員会共和国」とも呼ばれた（文 2015参照）。2003年に「地方分権ロードマップ」を発表して地方財政改革を進めると共に、2004年から両極化対策、「韓国版・第3の道」（文 2020参照）ともいえるワークフェア策定に本格的に着手し⁷⁾、政策を実行していく。

例えば、保健福祉部（部は日本の省に相当）の所管する領域では、国民基礎生活保障法の改正（2006年）、緊急福祉支援法（2005年制定）による福祉拡充（金 2020, 18）を図ると共に、2005年に生活困窮者の就労支援策である「自活（자활）事業」⁸⁾で新たに「創業支援事業」を始め（金 2020, 14-16）、プログラムの改善を進めた。

労働部（2010年雇用労働部に改組）の所管する領域では社会的企業育成法（2006年制定・2007年施行）と非正規労働者保護関連法（2007年制定・施行）をスタートさせた。

社会的企業育成法に関連して、2003年から雇用創出と社会サービス提供拡大を目指した社会的職場創出事業が始まった。その後同事業は各部に広がり、2004年以降、教育部、保健福祉部、女性部、文化部、環境部等に広がり、各地で障がい者支援、保育・教育、看病、環境、文化・体育、青少年支援、地域福祉サービスといった社会サービス提供等を手がけるNGOに財政支援を始めた（金 2022, 114-117）。政府は労働部を中心とする「社会的就労タスクフォース」を結成し、NGOの意見も取り入れながら、法案作成に取りかかり、社会的企業育成法（2006年制定・2007年施行）を制定した⁹⁾。

アジア初となる社会的企業育成法は、社会的企業の育成を通して、「脆弱階層（취약계층）」¹⁰⁾、つまりワーキングプアを含む低所得者、高齢者、障がい者、性売買被害者、長期失業者等の雇用創出や彼らへの社会サービス提供、地域社会への貢献を行う。これらを通じた社会統合と国民の生活の質の向上を主

な目的とする¹¹⁾。(後に国内に100店舗以上を展開する)「美しい店」(上述),クッキーの生産販売を行う障がい者の就労支援施設「We Can」,(身体や周囲の物を楽器に変身させ,ワークショップ等を行う)環境型パフォーマンスグループ「ノリダン」(写真2参照)等が社会的企業として認証され,メディアでも取り上げられ,市民社会や国民に社会的企業が急速に認知されるようになる。



写真2 ノリダンのパフォーマンス

2007年社会的企業の認証数は55だったが,その後市民社会が社会的企業を支援する中間支援組織ができたこともあり,認証数は増加する。例えば朴元淳は2006年,市民参加型シンクタンク「希望製作所」を結成し,翌07年所内に社会的企業支援の中間支援組織「小企業発電所」を設置し,育成支援を行った(秋葉 2014, 143-144)。

また2006年1月の新年演説で盧武鉉大統領は両極化を最大の国政課題とし,国民や議会に非正規労働者保護の法案成立を強く求めた(白井 2008)。そして労働組合のナショナルセンターともコミュニケーションをとりながら,非正規労働者保護関連法(2007年制定・施行)を成立させた。非正規労働者保護関連法(「期間制及び短時間労働者保護等に関する法律」(制定法),「派遣労働者保護等に関する法律」(改正法),「労働委員会法」(改正法))の主な内容は「2年みなし規定(いわゆる無期転換ルール)」と非

正規労働者に対する差別の禁止・是正」である(呉 2022, 11-13)¹²⁾。

3. 保守政権下(2008~2017)の雇用・福祉政策

しかし,(月収約7万円の非正規労働を意味する)「88万ウォン世代」という言葉が流行するほど,雇用の改善がみられず引き続き社会問題となっていたこともあり,李明博(이명박)(2008-2013),朴槿恵(2013-2017)という2代続いた保守政権下でも,紆余曲折を経ながら上述の雇用・福祉政策は推進されることになる。

(1) 李明博政権(2008-2013)と社会的企業政策

現代建設社長,ソウル市長(2002-2006)のキャリアを持つ李明博は保守のハンナラ党予備選挙(2007年8月)で朴槿恵候補に勝ち,大統領選に勝利した。大統領に着任した李明博は,「経済大統領」を標榜し,分配ではなく強い成長志向の政策を掲げた。雇用・福祉政策は停滞するかに思われた。

政権は政権発足当初の2008年の5~7月に起きた「ろうそくデモ」(米国産牛肉の輸入再開をめぐる反対デモ)により世論の支持率が急落し,政権運営に大きなダメージを負った¹³⁾。李明博はソウル市長時代から社会的企業に好意的な立場だった。しかし大統領の政治的報復として,ろうそくデモに参集した市民社会への資金源を断つという思惑から,社会的企業バッシングを始めた。例えば市民社会の象徴的存在である朴元淳を標的とし,民間企業と連携した社会的企業の各種プロジェクトを中止に追い込んだ(유창주 2011; 文 2012参照)。朴元淳の想定していた(「韓国版・新しい公共」ともいえる)市民社会・民間企業・行政が連携して「社会的企業」を発展させるというシナリオは頓挫した(秋葉 2014, 144)。

しかしリーマンショック(2008年)で雇用環境が悪化するなか,李明博政権も(日本の介護保険制度に相当する)「老人長期療養保険制度」(2008年)の導入,保育サービスの拡大(金 2022, 137),非正規

労働者の労働環境改善に取り組む¹⁴⁾等、紆余曲折を経て雇用・福祉政策は推進された。

李明博の方針を受けて新規雇用創出のため社会的企業関連の予算も拡大していくことになった。社会的企業が一定の成果を挙げつつも、雇用労働部の期待ほどの量的拡大をしないことから、2010年に社会的企業育成法の法改正が行われた。支援対象を広げて「脆弱階層」に新たに結婚移民女性、キャリア断絶女性等も含むようになった。また、「社会的目的」の要件を広げ、脆弱階層の職場創出以外にも力を入れるようになった。さらに、雇用労働部は専門的な社会的企業政策の実務を行うため、11年2月に「社会的企業振興院」を設置し、認証業務や社会的企業の実態調査を委託した。また、より現場レベルでの社会的企業振興を促すため、地方自治体の支援計画の策定が義務付けられると共に、(3年以内に認証基準を満たすことを条件とする)「予備社会的企業」を導入した(秋葉 2014, 144)。

さらに、行政安全部は「マウル(마을)企業育成事業」(2011年)、農林水産食品部(現・農林畜産食品部)は「農漁村共同体会社活性化事業」を開始するなど、地方や農村でのコミュニティ・ビジネス振興を図られることになった。さらに2012年の国際協同組合年を背景として、生協関係者と企画財政部が主導して同年1月「協同組合基本法」が制定され¹⁵⁾、12月に施行された。営利追求の「一般協同組合」と非営利の「社会的協同組合」に大別され、前者は地方自治体に届ければ設立が認められる。後者は社会的企業の定義と近く、地域社会への貢献や脆弱階層への支援を目的とし、企画財政部認可で税制優遇がある(同 145-146)。

韓国では既に民主的運営や共同所有を旨とする協同組合方式で運営を行う(自活事業で組織化された)自活団体、共同保育、協同住宅を営む事業型の市民団体が存在したが、これらが現在、協同組合、社会的協同組合に転換したり、新規に組合設立を行うようになり、市民社会で「協同組合ブーム」が起きた(同)。

(2) 朴槿恵(2013-2017)政権と雇用率ロードマップ

朴槿恵政権は選挙公約として、リベラルな「韓国型福祉国家建設」「経済民主化(財閥改革)」を唱え¹⁶⁾、(労働者の1/3を占める)非正規労働者の労働市場における差別解消を掲げた。大統領就任数カ月後には「雇用率70%ロードマップ」を発表し、「差別解消を通じた雇用の質向上」のために、「非正規労働者の雇用安定および差別是正」「構内下請け労働者保護および不法派遣の根絶」「特殊形態従事者(「特雇」)の合理的な保護」「最低賃金等の法定労働条件の遵守」を目標とした(呉 2022, 19-20)。

2014年政府の雇用労働部は「非正規職総合対策案—非正規職処遇改善及び労働市場活力向上策—」を発表し、①各雇用形態における非正規職の労働条件の改善…基本所得の引上げ、セーフティネットの強化、正規職への転換促進、非正規職の濫用及び差別防止、派遣元業者に対するルールの明確化 ②公共部門における非正規職の労働条件の改善…非正規職の濫用防止と正規職への転換促進 ③労働市場の公正性と活力の向上…非正規職の意思決定機関への参加¹⁷⁾、正規職採用のための企業支援などだ(労働政策研究・研修機構「国別労働トピック 2015年4月:雇用労働部が非正規職に関する総合対策案を発表—非正規職処遇改善及び労働市場活力向上策」https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2015/04/korea_01.html 2022.10.01閲覧)。

一方、同政権は雇用政策として社会的企業政策に無関心だったが、盧武鉉、李明博政権による基盤整備、育成効果もあり、社会的企業数、雇用者数も順調に拡大していった(金 2022, 115-116)。

2015年、保健福祉部領域に関連して(自活事業と関わる)国民基礎生活保障法の大幅な改正を行い、硬直的だった給付基準を弾力化し、受給者に利用しやすいものとした(金 2020, 18参照)。

ただし、雇用・福祉政策推進で一定の成果を挙げた朴槿恵だったが、独善的、権威主義的な政治手法は推進の障害にもなった。数名の側近としかコミュニケーションを取らず、閣僚の質問すら受け付けな

いという「側近政治」は、進歩系の野党だけでなく、与党内からも多数の批判があった(文 2020, 39-47参照; 中川 2017参照)。こうした政治手法を貫く同政権は議会のみならず、労働組合のナショナルセンター¹⁸⁾、市民社会、メディアとコミュニケーションを取りながら労働市場関連法案を立法化するよりも、政府による強い「行政指導」を選好した(文 2020, 39-47参照)。労働組合のナショナルセンターとも無用な対立を繰り返した。結局、「非正規労働者の雇用安定および差別是正」で一定の成果を挙げた(安 2022, 22)ものの、実現できなかった政策も目立つ。

2016年12月、「ろうそくデモ」(1章参照)に背中を押される形で与党内の過半数までが造反して朴槿恵の弾劾訴追案が採択され(文 2020, 65-93)¹⁹⁾、17年3月に罷免された。

注

- 1) 「金のスプーン」をくわえて生まれたら、一生裕福、そうでなければ一生貧乏の意味。日本の「親ガチャ」に近い意味。
- 2) 韓国では2002年に日没後、ろうそくに火をつけて集まり、非暴力で平和的な集会を行って以降、政権への抗議デモとして周期的に「ろうそくデモ」が行われてきた。
今回のろうそくデモの直接のきっかけは、崔順実ゲート事件(2016年10月)、つまり朴槿恵大統領と友人の崔順実を中心とする機密漏洩、親族の不正入学、財団への出資強要等の政治的スキャンダルだ。これらに対するデモは空前の規模となった。ピーク時にはソウルで170万人、全国で232万人が参加したとされる(文 2020, 65-66頁)。
- 3) 韓国は2007年大統領選時に20代、30代の投票率およそ50%台だったが、その後上昇してきた(鎌ヶ谷 2019, 73頁参照)。なお、日本の直近の衆議院議員投票率は20代30%台、30代40%台だ。
- 4) 韓国では1987年の民主化以降、女性の権利向上に取り組む「韓国女性民友会(한국여성민우회)」, 経済の民主化(財閥改革)に取り組む「経済正義実践連合(경제정의실천시민연합)」, 「環境運動連合(환경운동연합)」, 「参与連帯(참여연대)」な

ど様々な市民団体、NGOが設立された。しかし、その後も軍事政権にルーツを持つ保守政権が続いたこともあり、これら団体の活動は制約された。金大中政権は「非営利民間団体支援法」を制定(2000年)し、伝統的な敵視政策に終止符を打った(秋葉 2010a; 清水 2005, 156-159)。

- 5) 市民社会は社会保障制度の構築に大きな役割を果たし、とりわけ朴元淳が事務局長(1995-2002)を務める「参与連帯(참여연대)」が主導して市民社会の広範なアクターによって「国民基礎生活保障法制定推進連帯会議」を結成し、与野党議員、官僚や世論へのアドボカシーを展開した(秋葉 2014, 142)。

また参与連帯は2000年、多くの市民団体に呼びかけて「2000年総選挙市民連帯」を結成し、選挙での「落薦・落選運動」を手がけて、大きな成果を挙げた。

- 6) 詳細は秋葉 2012, 171-174; 五石 2008参照。
- 7) 盧武鉉政権は「貧困の世代間継承を遮断するための希望投資戦略」(貧困児童と青少年に対する総合対策)、「仕事を通じた貧困脱出支援対策」(ワーキングプア層の自活支援)、「希望韓国21—共生する福祉」(社会的セーフティネットの改善等)と題する諸政策を実行していった(白井 2008, 124)。
- 8) 自活は1970年代から、貧民街で政府による立ち退き補償なき再開発に対する抗議活動等の「貧民運動」にルーツを持つ。詳細は五石 2001参照。
- 9) 同法の成立過程は秋葉ほか編 2012; 秋葉2014が詳しい。
- 10) 「自身に必要な社会サービスを市場価格で購入することが困難な階層や労働市場の通常的な条件で就職が特に困難な層」を指す。
- 11) 社会的企業育成法は第1条(目的)で次のようにいう。

この法律は、社会的企業の設立・運営を支援し社会的企業を育成して、我々の社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し、新しい職場(就労)を創出することにより、社会統合と国民の生活・命の質の向上に寄与することを目的とする。

12) 「2年みなし規定(いわゆる無期転換ルール)」は、使用者が2年を越えて引き続き期間制(有期契約)労働者を使用する場合、期間の定めのない

労働契約を締結したとみなすものだ。「差別の禁止・是正」は、使用者が非正規労働者に対し、同種・類似業務に従事する通常労働者に比べて差別的処遇を禁ずる。また当該非正規労働者が差別的是正を労働委員会に申請することができ、立証責任は使用者側にある（呉 2022, 11-13）。

- 13) 詳細は、秋葉武ほか編（2012）参照。
- 14) 労働政策の研究者である呉（2022, 19）は、李明博政権時に雇用者の非正規労働者に対する様々な差別是正の強化や雇用改善、教育訓練への支援があったと述べる。
- 15) 韓国は日本同様、農協法、生協法といった各部署タテ割りの「個別法」が存在した。今回の「基本法」で新たに5名以上の組合員がいれば、金融分野を除く多分野で、協同組合法人の設立が可能となった。
- 16) 一方で朴槿恵は高い経済成長による税収増を財源とする「増税なき福祉」を唱え、保守層にもアピールした（文 2020, 33-47参照）。
- 17) 具体的には、経済社会発展労使政委員会（ESDC）の委員に非正規職代表を追加する。派遣先企業の労使協議に派遣労働者の参加を保障。苦情処理制度の利用を可能とする。
- 18) 韓国の労働組合は日本同様、企業別組合を特徴としている。ナショナルセンターは韓国労総（約87万人）と民主労総（約71万人）の影響力が大きい（2018年度）（安 2019）。
- 19) 弾劾訴追案は賛成234、反対56、無効7、棄権2、欠席1だった（文 2020, 76）。

引用参考文献

- 秋葉武（2010）「韓国の介護保険制度と市民社会（NPO・NGO、労働組合）（上）」『いのちとくらし研究報告』31, 15-19.
- 秋葉武ほか編（2012）『危機の時代の市民活動——日韓「社会的企業」最前線——』（希望叢書2）東方出版。
- 秋葉武（2012）「韓国の社会的企業政治と市民社会」前掲書所収。
- 秋葉武（2014）「韓国の社会的企業」山本隆編『社会的企業論——もうひとつの経済——』法律文化社。
- 安熙卓（2019）「韓国の労働組合と経営者団体」『九州

産業大学経営学論集』最終号, 31-55.

- 五石敬路（2001）「都市、貧困、住民組織」『大原社会問題研究所雑誌』506, 1-16.
- 五石敬路（2008）「韓国における経済危機後の新貧困問題」、『アジア経済』49（1）, 25-47.
- 亀ヶ谷雅彦（2019）「韓国大統領選挙運動のフィールドワーク的研究」『山形県立米沢女子短期大学紀要』55, 57-84.
- 金敬哲（2019）『韓国 行き過ぎた資本主義——無限競争社会の苦悩——』（講談社現代新書2549）講談社.
- 金早雪（2020）「韓国の勤労貧困対策としての雇用・福祉連携施策」『信州大学経法論集』8, 1-27.
- 金香男（2019）「韓国の教育と就職事情」新城道彦ほか『知りたくなる韓国』有斐閣.
- 金成垣（2022）『韓国福祉国家の挑戦』明石書店.
- 文京洙（2012）「付記——朴元淳さんソウル市長になる」秋葉武ほか編 前掲書.
- 文京洙（2015）『新・韓国現代史』（岩波新書（新赤版）1577）岩波書店.
- 文京洙（2020）『文在寅時代の韓国——吊いの民主主義——』（岩波新書（新赤版）1857）岩波書店.
- 中川雅彦（2017）「韓国の政権交代」『IDE スクエア』1-4, <http://hdl.handle.net/2344/00049826> 2022.9.15閲覧.
- 呉学殊（2022）『韓国の非正規労働政策の展開と課題——正社員転換を中心に——』労働政策研究・研修機構.
- 清水敏行（2005）「民主体制定着期の韓国における政治と市民社会（三）」『札幌学院法学』22（1）, 109-178.
- 白井京（2008）「韓国における格差問題への対応——非正規職保護法と社会的企業育成法——」『外国の立法』236, 123-135.
- 유창주（2011）『막 원순 과 시민 혁명: 50일간의 희망 기록』두리 미디어.（ユ・チャンジュ『朴元淳の市民革命——50日間の希望の記録』ドゥリミダス）.

謝辞

本研究は、科研費①17K04281「日韓における政治の機会主義化と事業型NPOのマネジメント」（研究代表者：秋葉武）②20K02282「日韓の事業型NPOのアドボカシーと組織基盤形成」（研究代表者：秋葉武）の研究

究成果の一部である。

本研究の文責は全て筆者にある。

Research Note

Employment and Welfare Policies and Civil Society in Korea: The Process of Establishing a Social Economy: Part 1

AKIBA Takeshiⁱ

Abstract : Since the early 2000s, the concepts of “Difference” and “Working Poor” have been actualized in Korea. These concepts have been major political issues in multiple Korean administrations. For example, the Liberal No Muhyeon administration (2003-2008) enforced the Act of Social Enterprise Development and the Act of Non-regular Employees’ Rights Protection, and furthered the employment and welfare policies. Subsequently, Conservative administrations, such as those of Lee Myung-bak (2008-2013) and Park Geun-hye (2013-2017), have promoted these policies with twists and turns. The liberal Moon Jae-in administration (2017-2022) wanted to portray Moon as the “Employment President”, which consisted of four types of “Social Economy Enterprises” (social enterprise, mauru enterprise, cooperative, and jikatsu enterprise). Three legislative bills concerning social economy (Social Economy Organic Bill, Social Value Organic Bill, and Marketing Support Special Bill) have already been submitted to the Diet. We herein report the process of social economy development in a civil society. We will discuss the employment and welfare policies in the wake of the IMF emergency (1997) in Liberal administrations (1998-2008) as well as the policies in Conservative administrations (2008-2017).

Keywords : Social Enterprise, Social Economy, Civil Society, NGOs, Park Won-soon, Liberal, Difference, Working Poor, No Muhyeon, Korea

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University

